

商品概要説明書

退職金専用定期貯金（複利型）「プラチナ定期」

（2021年7月1日現在適用中）

| | |
|--|---|
| 1. 商品名 | ・退職金専用定期貯金（複利型）（愛称：「プラチナ定期」） |
| 2. ご利用いただける方および対象資金 | ・個人のみ ・6か月以内にお受け取りになられた退職金による預入れが対象となります。 ※「退職所得の源泉徴収票」「退職金お受取口座の通帳」等で、退職金のお受取り額を確認させていただきます。 |
| 3. 期間 | ・定型方式 3年または5年 ・元金継続（自動継続）のみのお取り扱いとなり、退職金専用定期貯金「プラチナ定期」ではない「スーパー定期貯金（複利型）」としての継続となります。 ※元金継続または非自動継続はご指定いただけません。 |
| 4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括預入（ATMからの預入れは対象外となります。） ・300万円以上かつお受け取りになる退職金の範囲内。 ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻しできます。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | ・当初預入時は、店頭表示金利に次の①または②の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続後は、継続日におけるスーパー定期貯金（複利型）の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ①預入期間が3年の場合 0.050% ②預入期間が5年の場合は0.070% ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 |
| 7. 手数料 | — |
| 8. 付加できる特約事項 | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） |
| 9. 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×40% ・1年以上1年6か月未満 約定利率×50% |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ・ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ・ 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% <p>(2) 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率×30% ・ 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% ・ 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% ・ 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% ・ 2年6か月以上3年未満 約定利率×70% ・ 3年以上4年未満 約定利率×80% ・ 4年以上5年未満 約定利率×90% |
| <p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p> |
| <p>11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用部金融課（電話：0493-23-4684）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） |
| <p>12. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 他の金利上乘せ商品、各種キャンペーン商品との併用はできません。 ・ 経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。 |